

学校法人団体旅行貸切バス助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加西市に残る戦争遺跡を活用した平和学習等を誘致し、多くの児童等に平和を考える機会を創ると共に戦争遺跡の魅力を高め、加西市のPRを進めるために、（一社）加西市観光協会（以下、「協会」という。）が、予算の範囲内において、学校法人団体旅行貸切バス助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成金交付対象）

第2条 本助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、加西市外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（以下「学校」という。）とする。

（助成対象事業）

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- （1）助成金交付の対象となる旅行の実施期間は、申請年度の8月1日から翌年3月22日までの間に実施し終了するものとする。
- （2）1旅程において、加西市観光ガイドの案内を受けること。
- （3）1旅程において、加西市地域活性化拠点施設「sora かさい」（鶉野飛行場跡）へ立ち寄ること。ただし、次のいずれかに該当する旅行は助成対象外とする。
 - ・修学旅行
 - ・学年全体を対象としていない合宿や旅行（複数のコースに分かれて実施する団体旅行等を除く。）
 - ・クラブ活動や部活動、スポーツ少年団等によるスポーツ合宿や、遠征試合に伴う合宿
 - ・学校教員や保護者等を対象とした旅行
 - ・他のバス助成金制度の承認を受けた旅行
 - ・その他、協会会長が助成対象として適切でないと判断した旅行

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、貸切バス1台につき20,000円とする。ただし、貸切バスの借上げ料が当該助成額を下回る場合は、その借上げ料とする。

- 2 1日に実施する同一行程の団体旅行において助成の対象とする貸切バスは6台を限度とする。
- 3 当該事業以外の類似する補助及び助成事業と重複するとき、他の補助金額及び助成金額がバス貸切額（税抜）を下回るときに限り、バス貸切額（税抜）から他の補助金額及び助成金額を差し引いた額を助成金額とする。この場合、他の補助額及び助成金額を証明する書類の写しを提出すること。
- 4 前項の規定による助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式

第1号)を協会に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 協会は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定書(様式第2号)により交付
対象者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた交付対象者は、助成事業が完了したとき、速やかに助成
事業実績報告書(様式第3号)、助成金請求書(様式第4号))及び協会が別に定めるアン
ケートを協会に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第9条 協会は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合はその内容を審査し、適
当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 協会は、虚偽の申請又はその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し
ては、交付決定を取消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていた
ときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については協会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。